

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

天理市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年4月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第450条」を「第448条」に改め、同表第2号中「法第336条、第437条及び第616条の規定において準用する国税犯則取締法第4条」を「法第22条の12」を改め、同表中

「

21	納税証明願	法第20条の10
----	-------	----------

」

を

「

21	納税証明書交付申請書	法第20条の10
21の2	納税証明書	

」

に改め、同表第22号中「第334条」を「第335条」に、「第457条及び第611条」を「第463条の5、第463条の25及び第611条」に改め、同表第23号中「法第300条、第355条、第527条、第590条及び第702条の5」を「条例第25条、第64条、第106条及び第132条」に改め、同表第25号中「及び第321条の6」を「、第321条の6及び第417条」に改め、同表第26号中「条例第68条第1項及び第145条」を「条例第69条」に改め、同表中

「

27	固定資産評価員証	法第353条第2項
28	固定資産評価補助員証	

」

を

27	固定資産評価員証	法第353条第3項
28	固定資産評価補助員証	

に改め、同表第29号及び第30号中「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加え、同表第31号中「軽自動車税」の次に「(種別割)」を加え、「第87条第2項」を「第87条第3項」に改め、同表第32号中

軽自動車税変更申告書	条例第87条第3項
------------	-----------

を

削除	削除
----	----

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。